○関東地方整備局告示第四百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
五十二号	甲斐市竜王新町字元免許三三五番七地先から同市名取字上河原一五番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

○北陸地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市九日町三二五七番一から同市九日町三二五三番二まで	前	一八・三〇～二三・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	二二・二五～二三・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
十七号	南魚沼市九日町三一九五番四から同市一村尾三三九八番二まで

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市美佐島字大清水一七一番一から同市余川字牛蒡島三三六五番三まで	前	一六・九〇～一八・三八メートル	四四・七〇キロメートル
	後	一六・九〇～四三・〇二メートル	〇〇・一六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
十七号	南魚沼市余川字藤塚九一五番一八九から同市余川字牛蒡島三三六五番三まで

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

○中部地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前 C	一九・六〇～三〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一九・五〇～一七六・〇〇メートル	七・六九〇キロメートル	
	前 A	一九・五〇～一七六・〇〇メートル	三・〇八一キロメートル	
	後 C	一九・六〇～一二〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	
	後 B	一九・五〇～一七六・〇〇メートル	一一・六八八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前 C	一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一四・五〇～一〇七・三〇メートル	九・〇二四キロメートル	
	前 A	一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	
	後 C	一四・五〇～一〇七・三〇メートル	九・〇二四キロメートル	
	後 B	一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所